

質問番号	記載箇所	質問内容	回答内容
1	入札説明書 3 競争入札参加資格 (2)共同企業体の結成基準	本工事は共同企業体の結成基準として「構成員の数は2社又は3社であること。」とございますが、共同企業体名称について指定はございませんでしょうか？ ならびに下記共同企業体名称で問題ございませんでしょうか？ 『○○(代表者名)・●●(構成員名) 特定建設工事共同企業体』 ※○○・●●には株式会社や支店名は含みません。	名称について特に指定はありません。 また、提示された例で差し支えありません。
2	【第2号様式】 同種工事の施工実績	左記様式内の右上の「商号又は名称」についてですが、本工事の競争参加資格では「同種工事の施工実績」は代表構成員のみに求められている為、代表構成員の社名を記載するという事でよろしいでしょうか？	共同企業体代表者の商号又は名称で結構です。
3	特記仕様書 第1章 総則/第1節 概要 第2節 工事の概要 第2章 工事内容	左記記載の文書と設計図書である図面に示された範囲が解体撤去範囲であり、それ以外は解体撤去の範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか？	工事範囲は特記仕様書及び図面に記載されている全てです。特記仕様書第1章第3節等にも工事範囲を記載しています。
4	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第2項 疑義 現場説明書 【注意事項(共通)】 30.	『ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても本工事の施工上当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で施工するものとする。この場合、請負代金額の増減は行わない。』との記載がありますが、現場説明書30の記載では『「北九州市設計変更ガイドライン(建築・建築設備工事編)」に基づき対応』とあり、特記仕様書が相反するように受け取れます。例えば、図面に記載が無く、地中部など現認できない箇所に大量の石綿含有建材が発見された場合や、想定外の地中埋設廃棄物が発見された場合等、「北九州市設計変更ガイドライン(建築・建築設備工事編)」によると、設計変更協議の対象になると思われます。「特記仕様書」と「現場説明書」の優先順位をご教示いただきたく、お願いします。	特記仕様書及び図面に記載されていない内容がある場合は協議を行います。図面に記載が無く、地中部など現認できない箇所に大量の石綿含有建材が発見された場合や、想定外の地中埋設廃棄物が発見された場合等については、特記仕様書第1章第3節第1項に該当するかどうかの判断が必要になります。
5	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第1項 基本事項	『本仕様書に明記されていない事項であっても、解体・撤去工事の目的達成に必要なもの、施工上または性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において設計・施工を行う事』と記載があるが、『当然必要』とは具体的にどこまでの範囲を定義つけられておりますでしょうか？ 例えば、 ・図面には記載のない予見できない埋設廃棄物等の地中障害物を発見した場合は当然必要とはいえない。	具体的な範囲は定義つけていません。図面には記載のない予見できない埋設廃棄物等の地中障害物を発見した場合は、規模によりますが「当然必要」の範囲と考えます。
6	現場説明書 【本工事で特に注意する点】 11,12.	『不燃粗大ごみの仮置き期間が延長された場合は、～必要に応じて設計変更を行う。』とあるが、設計・契約変更の内容としては「北九州市設計変更ガイドライン」の資1-9 4.中止時期に応じた増加費用の取扱いに遵守する形で現場事務所の維持費・土地の賃借料・現場管理費・従業員手当等の費用の変更、および工期の延伸が可能という認識で相違ございませんでしょうか？	仮設計画や施工手順の検討は必要ですが、工事中止をせざるを得ない状況にはならないと考えます。施工効率の低下等により、工期延長が必要になった場合の経費は、公共建築工事積算基準の諸経費計算のT(工期)に延長期間を加算して行います。現場事務所の維持費・現場管理費・従業員手当等の費用等はこの諸経費計算に含まれます。土地の賃借料については本工事で想定していません。
7	現場説明書 【注意事項(施工にあたり)】	受注者が、承認された施工計画に基づき、善管注意義務を果たして作業を行っている(騒音、振動を規制基準以下に抑えている等)にもかかわらず、住民からの過度な要望について、発注者の指示の下で対応する場合は、設計・契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	過度な要望と言えるかどうかの判断及び設計変更の対象となるかどうかを協議します。
8	現場説明書 【注意事項(施工にあたり)】	当該事業用地周辺の建築物、工作物に生じた損害の修繕について、受注者が善管注意義務を果たしている場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	原則、本工事に起因する損害の修繕は設計変更の対象となりません。地盤沈下など、想定外の損害が生じた場合は、協議の対象とします。
9	現場説明書 【関連法規等】 40	「隠蔽部等で石綿含有建材の使用が疑われる場合は…」と記載がございますが、事前調査を行われていない箇所であった場合、純粋な数量増になると思われますが、この場合は請負金額増額・工期の延伸等の設計・契約変更と対象と考えてよろしいでしょうか？	既存の石綿含有建材の調査報告書を貸与します。(A-002図の9章2項目)この報告書で判断されていない箇所で石綿含有建材が確認された場合は設計・契約変更の対象となります。

質問番号	記載箇所	質問内容	回答内容
10	図面一式	設計図書である図面から算出できない工事費については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象ではありません。図面のほか、特記仕様書に記載の内容も工事に含まれます。
11	【参考数量内訳書】 (旧日明工場解体撤去工事) P1	『北九州市工事請負契約約款第1条の設計図書ではなく、参考数量であり契約上何等の拘束をするものではありません。(この図書は契約書に添付不要)』と記載されていますが、この参考数量内訳書内に予期せぬ工種の追加があった場合、請負金額の増加・工期の延伸等の設計・契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	参考数量内訳書との相違は設計変更の対象になりません。予期せぬ工種の追加があった場合も設計変更の対象になりません。
12	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第4項 請負代金内訳書の作成	「契約代金内訳書を作成すること。」とありますが、工事前に予見できず内訳書に記載されていない新工種及び数量の増減が発生した場合は「北九州市設計変更ガイドライン(建築・建築設備工事編)」に基づき設計変更協議の対象との理解でよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	請負代金内訳書は契約金額(入札金額)と整合する必要があります。参考数量内訳書と整合する必要はありません。内訳書に記載されていない新工種及び数量は設計変更の対象となりません。
13	特記仕様書 第2章 工事内容 第1節 概要 第1項 一般概要	『本工事は請負契約書、本仕様書、現場説明書…』と記載がございますが、本工事は請負契約書(案)をご提示ください。	添付の「工事請負契約書(案)」及び「北九州市工事請負契約約款(案)」をご確認ください。なお、各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、競争参加資格確認通知書に記載してお知らせします。
14	特記仕様書 第2章 工事内容 第4項 関係法令等の遵守	左記記載の1～48までの関係法令等に変更・改正があり、設計・施工に影響を及ぼす場合は、設計・契約変更の対象であると考えてよろしいでしょうか？また記載のない関係法令等の変更であっても、設計・施工に影響を及ぼす場合は、設計・契約変更の対象であると考えてよろしいでしょうか？	設計変更の対象になりません。影響を及ぼす範囲が大きい場合は協議を行います。
15		建設資材等の物価上昇に伴う請負金額の増加は設計・契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	北九州市工事請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)に基づき協議を行い、必要に応じて設計変更の対象とします。
16	特記仕様書 第1章 総則	入札公告、現場説明書、入札説明書に記載されている仕様書とは、この特記仕様書と図面A-001,002の解体工事特記仕様書、それ以外、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書とされていますが、各仕様書の優先順位をご教示下さい。	仕様書の優先順位は次の順です。特記仕様書、解体工事特記仕様書、建築物解体工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書。
17	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第4項 請負代金内訳書の作成	物価変動に関する条項は別途あるものとして、そのリスクを今回提出する請負代金内訳書には含めませんが、その理解でよろしいでしょうか。	宜しいです。
18	図面(断面図) B-017, 018, 021	地下構造物の撤去はGL-2000と特記仕様書P.17, Step8に記載されていますが、図面では撤去-残置ラインが一部GL-2000より低い位置になっています。基本的に工場棟の地下構造物撤去はGL-2000迄という認識でよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	基本的に工場棟の地下構造物撤去はGL-2000迄ですが、比較的浅い位置にある基礎についてはGL-2000より低い位置も全て撤去することを示しています。
19	図面(断面図) B-017, 018, 019, 020, 021	地下構造物を残置する場合の壁は大型破砕機で所定の深さまで撤去するだけで、特にコンクリート等でカバーするなど、仕舞いは見積計上しませんが、それでよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	宜しいです。
20	図面(断面図) B-017, 018, 019, 020, 021	各図面の右肩に「※残置構造物の地下水による浮き上がりを防ぐため、ヒット等に貫通孔等を設ける対策を行うこと。」との記載がありますが、仕様があればご教示をお願いします。	指定する仕様はありません。
21	解体工事特記仕様書 3章 解体施工 6 解体方法等 (5) 基礎及び杭の取り壊し	杭伏図右下の記載通り、基礎杭はすべて残置という理解でよろしいでしょうか。	宜しいです。A-001図3章6項目1(5)に記載のとおり、存置する杭の位置が確認できる図面を作成して下さい。
22	解体工事特記仕様書 3章 解体施工 6 解体方法等 (5) 基礎及び杭の取り壊し	山留要不要の検討にあたり、地下水位等が確認出来るボーリングデータを開示して下さい。また、山留が必要な場合、打ち込み、引き抜きに油圧式可変高周波型パイプハンマーの使用は認められるでしょうか。ご教示をお願いします。	ボーリングデータを提示します。土留めの工法は指定しません。関係法令を遵守して下さい。
23	質問番号 23	上記検討により山留が必要となった場合、「北九州市設計変更ガイドライン」に則り、設計・契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書第1章第3節第1項に該当するので設計変更の対象となりません。

質問番号	記載箇所	質問内容	回答内容
24	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第9項 構内舗装等	撤去予定のアスファルト舗装及びコンクリート舗装の断面構造をご教示願います。また、路盤材がある場合は埋戻材料に転用してもよろしいでしょうか。	断面構造を示す図面はありません。路盤材が一般的な碎石等であれば埋戻材料に転用して良いです。鉱さい等であった場合は撤去して下さい。
25	参考図C-002/003 杭伏図(1)	杭の縦断面図をご提示可能でしょうか。掘削面がGL-2m以深箇所があり杭との取り合いを確認する必要があります。	杭の断面図はありません。
26	参考図A-006/006 土壤汚染図	30mメッシュ図になっていますが、通り芯が記載されている図面のご提示は可能でしょうか。	契約後に土壤汚染調査報告書のCADデータを貸与します。
27	特記仕様書 第1章 第12項 土壤汚染対策 参考図B-017 031断面図(1)	通り芯⑨～⑪に向けて撤去深度が2m以上となっており汚染土壌を掘削するエリアとなっています。特記仕様書に掘削土は同範囲の埋戻し土として使用することと記載されています。同範囲とは10mメッシュの範囲に戻すということでもよろしいでしょうか？ご教示ください。	宜しいです。
28	特記仕様書 第1章 第12項 土壤汚染対策 図面③:A006 土壤汚染図	左記図面に「土壤汚染状況調査により、土壤含有基準を超過していることが確認された区画」を図示いただいておりますが、それ以外の区画で汚染土壌が確認され、施工中に処分する必要があるとなった場合は、設計・契約変更の対象となりますでしょうか？ご教示ください。	土壤含有基準を超過していることが確認された区画以外の区画は土壤汚染が確認されていません。また特記仕様書第1章第3節第12項の「本工事に起因する土壤汚染による汚染土の除去等の対策は、受注者の責任のもと行うこと。」に該当する場合は設計変更の対象となりません。
29	特記仕様書 第1章 第12項 土壤汚染対策 参考図B-017 031断面図(1)	区画毎の汚染土壌の濃度及び物質をご教示ください。又可能でしたら汚染土壌調査報告書の開示をお願いします。	契約後に土壤汚染調査報告書を貸与します。
30	その他	土質柱状図(地下水記載)のご提示は可能でしょうか。	ボーリングデータを提示します。
31	その他	-	建築工事特記仕様書に脱字がありましたので、朱書き図面を提示します。